

令和2年5月27日作成
令和2年7月15日改定
令和3年2月4日改定
令和3年3月25日改定
令和3年8月19日改定

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における 新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応

香川県環境森林部廃棄物対策課

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置ならびに感染者が発生した場合の対応については、香川県としての職場向けの通知が別紙1「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場における対応について（通知）」（令和2年4月8日・令和3年5月31日改正）及び別紙2「県庁内で新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）等が発生した場合の対応について（通知）」（令和2年12月8日）のように提示されている。豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（以下、豊島事業という）の遂行に当たっても、これに従って進めることとする。また、豊島事業に関連する会合等については、別紙3「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」（令和2年9月15日・令和3年6月28日改正）に基づき、対処する。なお、これらの内容が変更・改訂等された場合には、それに従う。

また、施設の操業や各種工事等の実施に当たっては、委託先の事業者等が関与するが、そうした人々にも上記の通知の該当箇所を励行するように指導するとともに、国交省からの通達の別紙4「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について：国土交通省不動産・建設経済局建設業課長」（令和3年4月25日）に従った対応も要請する。

2 豊島における感染防止の対応

豊島事業の遂行に当たっては、上記のように基本的に県ならびに国の通達等に従うが、本事業特有の事項については、以下のように対応する。

（1）豊島への移動での対応

県職員の豊島への移動は、別紙1の通勤時の対応に該当する。すなわち、公共交通機関（船舶）を利用する職員は、多くの人が集中する時間帯を避けるよう努めることとする。また豊島への移動は、可能な限り避け、電話やeメール、テレビ会議等で対応するように務める。

同様の対応を委託事業者や工事関係者、さらには運送事業者にも文書で求め、対処方を依頼する。

（2）豊島島内での移動等での対応

県職員の豊島島内での移動に当たっては、公用車を活用し、島民との接触を避ける方法で行うとともに、また豊島処分地以外の場所（例：商店）には訪問しないことを原則とする。

同様の対応を同じく委託事業者や工事関係者、さらには運送事業者にも文書で求め、対処方を依頼する。

（3）豊島事業に関係する各種会合への対応

県外関係者が参加する豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会ならびに同豊島処分地地下水・雨水対策等検討会、豊島事業関連施設の撤去等検討会、豊島廃棄物処理事業協議会については、別紙3の開催基準に従って対応するが、会議の運営上必要がある場合は、ウェブ会議を行うことができるものとする。

また、県内関係者のみの開催となる事務連絡会については、可能な限り電話やeメール、テレビ会議等に対応するように務め、集合開催とする場合には、参加人数の縮小、開催時間の短縮、着席間隔の拡大、室内の換気の実施、アルコール消毒やマスクの着用等咳エチケットの励行等の対策を行う。

(4) 豊島住民会議の現場視察への対応

豊島住民会議が行う現場視察には、別紙1の来客時の対応で対処する。すなわち、対面に当たってはアルコール消毒の実施、2m以上の間隔を空け、マスクを着用しての対応を行う。同様の対応を対面者にも求めることとする。

(5) 見学者への対応

見学者への対応については、全国の状況を注視しながら、別紙3に基づき人数制限により3密を回避し、体温計測、手指消毒、換気を徹底する等の感染症対策を講じた上で、受入れをしていく。

当面、上記のような対応を実施するが、状況が変化した場合には、それに合わせて内容を改め、フォローアップ委員会委員や関係者に通知する。

所属長 殿

統轄安全衛生管理者
(総務部長)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
職場における対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症については、感染力が高いとされる変異株の感染拡大により、5月31日を期限として、東京都、大阪府など9都道府県に発令されていた「緊急事態宣言」が、沖縄県と同様6月20日まで期限が延長され、また、8県で「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、5月31日が期限となっている埼玉県、岐阜県など5県への適用が6月20日まで期限が延長されました。

本県では、ゴールデンウィーク明けの5月6日には新規感染者数が50人、翌7日には78人と2日連続で過去最高を更新するなど、変異株による感染が急激に拡大したことから、5月8日、県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令するとともに、5月9日から31日まで「緊急事態対策期」に移行しました。その後の取組により、直近の新規感染者数はおよそ10人前後のレベルに減少しているものの、感染が拡大又は高止まりしている他の都道府県からの影響も危惧されるどころであり、また、病床利用率など医療提供体制は依然として厳しい状況が続いていることから、6月1日から20日まで、「感染拡大防止集中対策期」に移行し、県独自の「医療ひっ迫警戒警報」を発令することとなりました。

感染拡大の抑制効果が期待されるワクチンの予防接種は、全国で高齢者のワクチン接種を7月末までに行うことを目標に懸命の努力がされていますが、まだ、一般の多くの方が接種を受けられる状況にはありません。

現状においては、このような最近の感染状況等を踏まえ、これまで取り組んできた職場等における感染防止対策について、より一層徹底することが必要です。

つきましては、令和2年12月8日付け2職員第50898号統轄安全衛生管理者通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場の対応について (通知)」を以下のとおり改正しますので、各所属においても、職場の実態に即して、適切に対応していただきますようお願いいたします。

※以下の下線部分：前通知からの改正部分

記

1 職場における感染予防対策について

- (1) 感染予防のための基本的な取組 (身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、咳エチケット、換気の励行、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛等) の実施を徹底すること。
- (2) ①～③の取組等を通じて、「三つの密」 (密閉空間 (換気の悪い密閉空間である)、密集場所 (多くの人が密集している)、密接場面 (お互いに手を伸ばしたら届く距離での

会話や発声が行われる)) を避けること。

①在宅勤務や早出・遅出勤務等により、人と人との接触機会を極力低減すること。

②出張等による移動を減らすためオンライン会議等を活用すること。

③換気を徹底し、職場でもお互いの距離を十分にとること。

(3) 感染リスクが高まる「5つの場面」における場面⑤「居場所の切り替わり」の際は、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。休憩室、喫煙所、更衣室、車やバスで移動する際の車中等は、注意が必要であること。

(4) 感染防止の取組は、職員一人一人が取組の趣旨を踏まえて、行動変容を含めて取り組むことが重要であることから、衛生委員会や各所属の会議等の機会を活用し、職員に周知を図ること。

(5) 職場の勤務状況や施設の状況は、各所属において、それぞれ異なることから、2 感染予防のための具体的な取組事項の内容を参考として、職場の実態に即した、実行可能な感染予防対策を検討し、取り組むこと。

その際、必要に応じて、産業医等に対策の検討や実施に当たっての意見を求めるとともに、衛生委員会等の意見を聞くこと。

2 感染予防のための具体的な取組事項

(1) 職場内での感染予防の徹底

①換気の徹底等

・必要換気量（一人当たり毎時30m³）を満たし「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理し、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされていることを確認すること。

※適切な換気により、二酸化炭素濃度が1000ppm以下となることが目安となること。

・本庁本館は、窓が開閉できず、機械換気を行っており、庁舎管理者により換気設備を適切に運転・管理することで、ビル管理法令の空気環境の基準を満たしているが、必要に応じて、外気導入装置（ペリカウンター）を開放すること。

・職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

・夏季の留意事項

特に、気温・湿度が高い中でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあり、また、マスクを着用して強い負荷の作業や運動をすることも健康障害のリスクが高くなるとされている。そのため、そのような状況でマスクを着用する際は、のどが渇く前のこまめな水分補給等に留意する必要があること。感染症予防対策と熱中症予防対策が両立できるよう職場の実態に即して適切に対応すること。

・冬季の留意事項

室温が下がらない範囲で常時窓を開けること（例：窓を少し開け、室温18℃以上を目安とすること。）。必要に応じて、連続した部屋等を用いた2段階の換気（例：使用していない部屋の窓を大きく開ける）も検討すること。

②接触感染の防止

・石けんによるこまめな手洗いを徹底すること。これが困難な場合は、アルコール手指消毒剤を使用すること。

・執務室の出入口には、アルコール手指消毒剤を設置すること。

・複数人で共有する物品・機器等（※）やドアノブ、エレベータのボタン等については、アルコール手指消毒剤でこまめに消毒すること。

※電話、共用パソコン、プリンター、コピー機等

・来客等に対し、感染防止措置への協力（手指消毒剤による手指消毒及び必要に応じたマスク着用のお願い等）を要請すること。

- ・休憩室等を使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底すること。
- ・トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すこと。
- ・鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に密閉し廃棄すること。

③飛沫感染の防止

- ・マスクを着用すること。
- ・大声で会話しないようにすること。
- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべくつくりたくないなどの工夫をすること。
- ・職場においては、できる限り、人と人との間の十分な距離の保持（1m以上）し、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2m以上）ことが望ましい。
- ・オンライン会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。対面での会議等を実施する場合には、換気とマスク着用を徹底すること。
- ・外来者等との対面での接触を避けること。これが避けられない場合は、距離（2m以上）を取ることが望ましい。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、換気とマスク着用を徹底すること。
- ・職場の状況に応じた、感染防止対策の工夫をすること。
例：来庁者との面談や受付事務等で距離を確保できない場合は、パーティションの設置など感染防止対策を検討すること。
- ・食堂、休憩室、リフレッシュルーム、トイレ、手洗い場等の利用に際しては、特に、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）にならないよう留意すること。

④一般的な健康確保措置の徹底等

- ・疲労の蓄積（易感染性）につながることから、長時間の時間外勤務を避けること。あわせて、適切な勤務時間管理にも留意すること。
- ・職員一人一人が十分な栄養摂取と睡眠を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・職場において、職員の日々の健康状態の把握に配慮すること。（例えば、出勤前の体温測定を励行するとともに、体調がすぐれない場合は所属長に報告するよう指導する等）

(2) 通勤・出張に関する感染防止行動の徹底

①接触感染の防止

- ・出勤・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。
- ・出張から帰庁した際は、手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

②飛沫感染の防止

- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・通勤に公共交通機関を利用している職員は、他人にうつさない観点から、マスク着用をするとともに、可能な場合には、多くの人が集中する時間帯を避ける早出・遅出勤務を活用すること。
- ・出張の際は、公用車等の換気に留意すること。
- ・通勤や出張の際、電車、バス、タクシー等を利用する場合、不必要な会話等を抑制すること。
- ・出張による移動を減らすため、オンライン会議等を活用すること。

(3) 在宅勤務の活用等

新型コロナウイルス感染症予防の一環として、職場や通勤での感染防止のため、職場や職務の実態に即して在宅勤務の実施や年次休暇の取得促進を行うこと。

3 風邪症状を呈する職員への対応について

- ・症状からインフルエンザと新型コロナウイルス感染症を識別するのは難しいとされている。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えて対応すること。

参照：人事・行革課のページー勤務条件ー休暇・休業ー特別休暇
出勤時交通遮断休暇（新型コロナウイルス感染拡大防止関係）

- ・特に、①高年齢職員、②基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど）を有するなどの重症化リスク因子を持つ職員、③妊娠している職員について配慮すること。
- ・風邪症状がみられる職員への特別休暇の使用とともに、その間の外出自粛を勧奨すること。その際、職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・風邪の症状が出現した職員が医療機関を受診するため等、やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・発熱やのどの痛み、せきなどの風邪症状があり医療機関を受診する際は、事前にかかりつけ医等の身近な医療機関や「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター」に電話相談をして、受診の可否や受診医療機関、受診に際しての留意事項を確認したうえで、マスク着用や手指消毒を徹底し、感染防止対策に十分に留意して受診するよう指導すること。

4 発熱などの症状のある方の相談・受診体制について（令和2年11月1日から）

令和2年11月から、発熱などの症状がある方の相談・受診体制が変わりました。

まずは、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談ください。どこに相談すればよいか分からない場合は、香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターに連絡をしてください。

○香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター

電話番号：0570-087-550（専用ナビダイヤル）

聴覚障害などで電話での相談が難しい方は、保健所の感染症相談窓口にてファクスでご相談ください。

相談日時：土曜日・日曜日・祝日を含む毎日24時間

相談内容

受診・相談センター

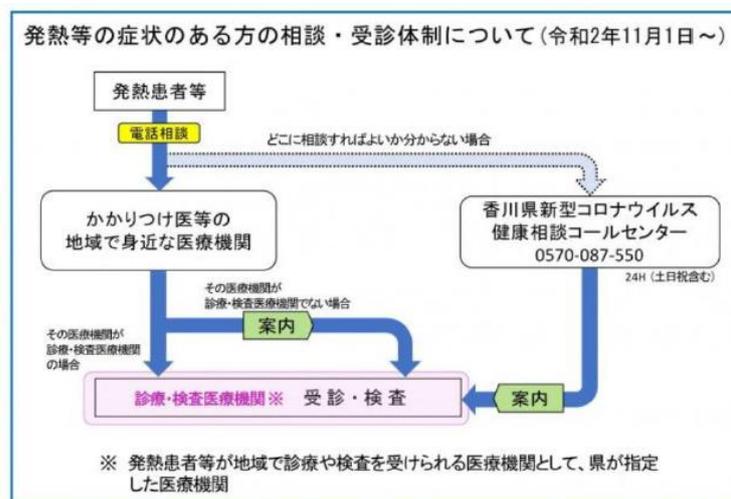
発熱などの症状のある方からの相談に対応します。

<新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安>

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかのある場合
- ・基礎疾患がある方などの重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

一般相談

上記以外の新型コロナウイルス感染症に関する一般的な健康相談に対応します。



5 職員から所属長への報告

- 職員は、新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者に該当した場合やPCR検査、抗原検査等を受診することになった場合は、速やかに所属長へ電話、メール等により報告すること。
- 各所属で、新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）等が発生した場合の対応については、以下の通知によること。

参照：職員課のページ様式ダウンロード－健康管理関係－通達・指針

令和2年12月8日付け2職員第50899号「県庁内で新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）等が発生した場合の対応について（通知）」（統轄安全衛生管理者通知）

- 所属長は、事前に、所属の職員に対して、陽性者又は濃厚接触者になったことをもって、不利益な取扱いや差別を受けることはないことを説明しておくこと。例えば、新型コロナウイルスに感染したことを理由として、人格を否定するような言動を行うこと、一人の職員に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させることなどは、職場におけるパワーハラスメントに該当する可能性があることに留意すること。

6 妊娠中の女性職員への配慮について

- 妊娠中の女性職員への配慮については、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成9年厚生労働省告示第105号）に則り、その雇用する妊娠中の女性労働者から、保健指導又は健康診断に基づき、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等によりこれに関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務、妊娠障害休暇等をいう。以下同じ。）等の必要な措置を講じる必要があること。また、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等により、作業の制限、出勤の制限等の必要な措置を講じる必要があること。

参照：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

(問い合わせ先)

- | | | |
|---------------------|-----------|------------|
| ・建物の換気、消毒 | ：財産経営課 | 内線 2 7 1 1 |
| ・感染者発生時の報告 | ：人事・行革課 | 内線 2 5 8 2 |
| <u>勤務時間・休暇制度</u> | | |
| <u>在宅勤務</u> | | |
| <u>妊娠中の女性職員への配慮</u> | | |
| ・上記以外のこと | ：職員課健康管理室 | 内線 2 6 3 0 |

所属長 殿

統轄安全衛生管理者
(総務部長)県庁内で新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）等が
発生した場合の対応について（通知）

県庁内で新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）、濃厚接触者又はPCR検査受診者が発生した場合の対応については、令和2年4月8日付2職員第3828号「県庁内で新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）が発生した場合の対応について（通知）」（統轄安全衛生管理者通知）で周知したところですが、11月に入り、全国的に感染の急増がみられ、都市部では医療提供体制が逼迫しつつある状況になるなど感染が拡大しており、本県においても新規感染者が連続して確認される状況となっていることから、今後、県庁内で新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）、濃厚接触者又はPCR検査受診者等（抗原検査受診者を含む。）が発生した場合の対応については、下記のとおり対応することとしますので、所属の職員に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 職員から所属長への報告

職員は、新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）、濃厚接触者又はPCR検査受診者等（以下「陽性者等」という。）に該当した場合は、速やかに所属長へ電話、メール等により報告すること。

また、所属長は、所属の職員に対して、陽性者等になったことをもって、不利益な取扱いや差別を受けることはないことを改めて説明すること。

2 所属長の対応（報告）

報告を受けた所属長は、速やかに人事・行革課長、健康福祉総務課長及び職員課健康管理室長にその旨を報告すること。

3 県庁内で新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）が発生した場合の感染防止措置**(1) 感染者（陽性者）の発生確認後の対応**

- ① 執務室等の窓を全開にするなどして、換気を行うこと。
- ② 周囲の職員は、直ちにマスクを着用すること。
- ③ 報告（上記1及び2の対応）
- ④ （保健所の指示のもと）感染者が所属している執務室、トイレ等をアルコール手指消毒剤又は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で消毒すること。
 - ・ 感染者が使用しているパソコンや机・椅子、共用物品・機器等（電話、共用パソコン、プリンター、コピー機等）の消毒は、アルコール手指消毒剤を使用して消毒すること。

※ 消毒作業には、職員課健康管理室等の職員が立ち会う。

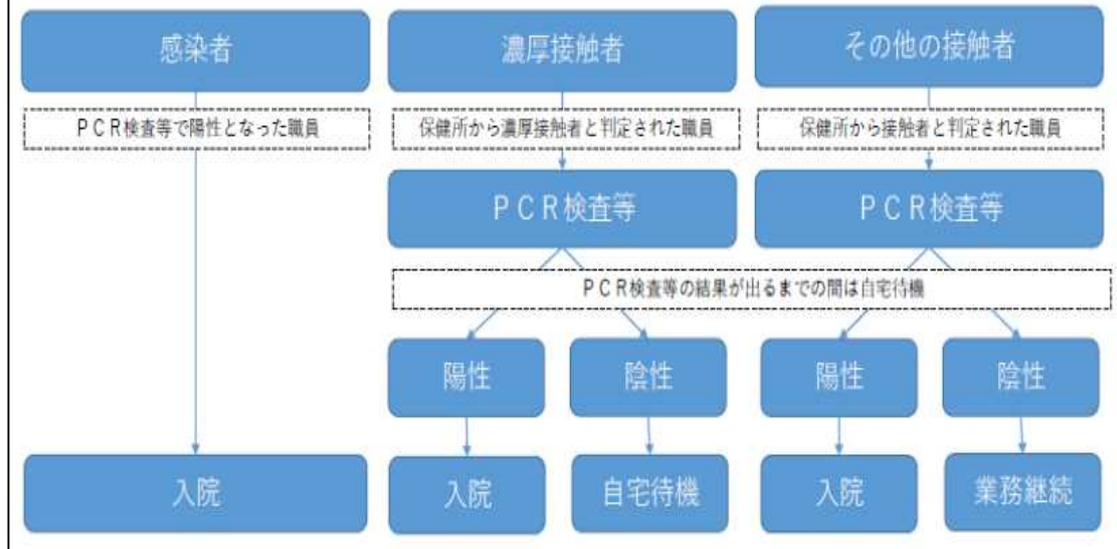
- ・ トイレ内の感染者が接触したと思われる箇所、執務室の床（絨毯部分を除く。）等については、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすること。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用すること。（詳細は、メーカーのホームページ等で確認すること）

- 濃度 0.05%：新型コロナウイルス対策として消毒する場合
1ℓのペットボトル1本の水に、原液 10mℓ（キャップ2杯）を入れる。

- 濃度 0.1%：おう吐物、ふん便などの汚れがある場合
1ℓのペットボトル1本の水に、原液 20mℓ（キャップ4杯）を入れる。

- (2) 保健所の感染経路の調査に協力すること。
- (3) PCR検査等で陽性となった職員は、感染者として療養（入院又は宿泊療養施設で療養）する。（勤務は特別休暇）
- (4) 保健所の積極的疫学調査により濃厚接触者となった職員は、PCR検査等を受診することとなる。
 - ・ PCR検査等の結果が判明するまでの間は自宅待機となる。（勤務は特別休暇）
 - ・ 濃厚接触者となった職員は、PCR検査等で陰性となった場合でも、感染者との最終接触日から14日間は自宅待機（健康観察）となる。（勤務は特別休暇）健康観察で問題がなければ、所属長へその旨を報告し職場復帰する。
 - ・ 自宅待機（健康観察）の間は、以下のことに注意すること。
 - 不要不急の外出は控え、公共交通機関の利用は避けること。
 - 外出時や同居者と接触する場合は、マスクを着用し、手洗いなど手指衛生に気を付けること。
 - マスクを触った後は、必ず手洗いをするなど手指衛生に気を付けること。
 - 健康状態を毎日確認すること。体温測定を定期的に1日2回行い、発熱の有無を確認すること。
 - 発熱又は呼吸器症状等が出れば、医療機関を受診する前に、指示を受けた保健所へ連絡し、指示を受けること。PCR検査等をするようになった場合は、所属長へ報告すること。
 - ※ 所属長は、人事・行革課長、健康福祉総務課長及び職員課健康管理室長へ報告すること。
- (5) 保健所の積極的疫学調査によりその他の接触者（濃厚接触者には該当しないが、念のためにPCR検査等を受ける者。同じ所属の職員など、感染者と比較的近距离で過ごした者。）とされた職員は、PCR検査等を受診することとなる。
 - ・ PCR検査等の結果が判明するまでの間は自宅待機となる。（勤務は特別休暇）
 - ・ その他の接触者となった職員は、PCR検査等で陰性となった場合は、健康観察をしながら、職場又は在宅勤務で業務に従事する。（健康観察の期間は、感染者との最終接触日から14日間）
 - ・ 自宅待機（健康観察）の間の注意事項は（4）と同様

職員が感染者、濃厚接触者等となった場合の対応



(問い合わせ先)

- ・ 感染者発生時の報告：人事・行革課 内線 2 5 8 2
- ・ 感染防止対策一般：職員課健康管理室 内線 2 6 3 0
- ・ 建物の消毒：財産経営課 内線 2 7 1 1

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

令和2年 9月15日

令和3年4月30日改正

令和2年11月17日改正

令和3年6月28日改正

令和3年 3月 1日改正

催物開催の目安 下記の①人数上限及び②収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。(当面8月末まで)

① 人数上限の目安

適切な感染防止対策に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件（「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について」[別添 11](#)）が担保されている場合

5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

(つまり収容定員が1万人以下の会場は5,000人、1万人超の会場は収容定員の50%が上限となる)

開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合は、中止も含めて慎重に検討すること

② 収容率の目安

		参加者が大声での歓声、声援等を発し、または歌唱すること等がない催物（※1）	参加者が大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱すること等が想定されるもの催物
参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保（※2）ができる催物		収容定員までの参加人数	原則として収容定員の50%までの参加人数 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内（5名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない（参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる）。
参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物	収容定員が設定されている場合	収容定員までの参加人数	収容定員の50%までの参加人数
	収容定員が設定されていない場合	密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること	十分な人と人との間隔（1m）を空けること

※1）これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。

※2）マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（[別添 11](#)）の徹底が行われること。また、演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

催物の類型ごとの整理

イベントの性質	いずれも適切な感染防止対策を講じ、入退場や区域内の適切な行動確保ができるもの				全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの
座席等	参加者の位置が固定されているもの		参加者が自由に移動できるもの		
参加者の大声での歓声・声援の想定	参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの	参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの	
イベントの例 (詳細は次頁を参考にしたい)	・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踏、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典等 ・飲食を伴うが、発声がないもの(※1)	・ロック・ポップコンサート等 ・スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント等	展示会等	地域の祭り・行事等	花火大会、野外フェスティバル等
収容定員1万人以下	5,000人以内	5,000人以内かつ収容定員の50%以内(※2)	5,000人以内	5,000人以内かつ収容定員の50%以内	引き続き、中止を含めて慎重に検討すること(開催する場合には、入退場や区域内において、十分な人と人との間隔(1m)を設けるなど適切な行動を確保することとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に検討すること)(※3)
収容定員1万人超	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	
収容定員が設定されていない場合	—	—	密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けること	十分な人と人との間隔(1m)を空けること	
その他 (誘客施設等への適用)	映画館等	遊園地(絶叫系アトラクション)等	美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等	—	

※1) 飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策

具体的な条件（感染防止策）	
食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に食事時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

※2) 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内（5名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない（参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる）。

※3) 「十分な人と人との間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策

具体的な条件（感染防止策）	
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

(参考) 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、バスケットボール 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用	

(注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

- ・食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物について、**別添10**の※1)が全て担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができることとする。

国不入企第3号
令和3年4月25日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた
工事及び業務の対応について

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月20日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年4月23日に、1都2府1県（東京都、京都府、大阪府、兵庫県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたところです。新型コロナウイルス感染症への対策について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更））（以下「基本的対処方針」という。）においては、「三つの密」を徹底的に避け、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進することなどが重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践を促していくこととされています。また、基本的対処方針においては、引き続き、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されているところです。これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年1

2月24日改訂版))」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なお対応を宜しくお願いします。

なお、今般の緊急事態宣言に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象から、東京都、京都府、大阪府、兵庫県が除かれるとともに、愛媛県が新たにまん延防止等重点措置の対象とされたことにより、7県がまん延防止等重点措置の対象となったところですが、緊急事態宣言を踏まえた上記の対応と同様に、引き続き適切なお対応を宜しくお願いします。

また、「三つの密」対策等の更なる徹底や、感染リスクが高い場면을回避する対策の実効性を高めるための環境づくり等について、別添1、2のとおり建設業者団体宛に送付しておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、これまでも、新型コロナウイルスの罹患等により現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から工期延長等の申し出があった場合で必要があると認められるときにおける工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた場合に要した費用の上乗せ等の柔軟な契約変更等を周知してきたところですが、引き続き、遺漏なきよう宜しくお願いいたします。

併せて、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添3、4のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

現場見学者対応に関する新型コロナウイルス感染症対策

2020.5.19

廃棄物対策豊島住民会議

- ・当面の間、三密を避けるために、見学者数に定員を設ける。
ワゴン車利用の場合、4名以下。マイクロバス利用の場合、12名以下とする。
特定警戒区域からの見学者は原則として受け入れない。
- ・見学者には事前に全員の名簿（住所、氏名、連絡先）を提出することを義務付ける。
見学後、2週間以内に感染が確認された場合には、速やかに連絡していただくように依頼する。
- ・見学者には、当日、体温を検温し、発熱のある場合は、辞退していただく。
- ・見学者、案内者はワゴン、マイクロバス乗車時には、手指の消毒を行い、乗車する。
- ・ワゴン、マイクロバス使用後は、必ず、座席シート、ドアノブ等の消毒を行う。
- ・見学者乗車時には、ワゴン、マイクロバスの窓を開け、換気を心がける。
- ・心の資料館見学時は、入館時に手指の消毒を行い、入館する。資料館の窓、扉を開け、換気を怠らない。
- ・心の資料館内で、見学者が展示物に触れないように指示する。触れた場合は、見学後、消毒する。見学後は、扉のノブ等は消毒する。
- ・見学中に、発熱等の症状が出た場合には、診療所の医師または小豆島保健所（小豆総合事務所）に連絡し、指示を受ける。